香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

の人 の魚釣島に不法上陸した。 釣行動委員会」 \mathcal{O} 船が わが国領海に侵入 乗組

理及び難民認定法第六十五条を適用 てレンガ等を投げつけるなど、 るにも関わらず、みすみす 今回の不法上陸に まずるではできます。 が等を投げつけるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があるにも関わらず、出入わが国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。また、海上保安庁艦船にも関わらず、みすみす不法上陸させることとなった。これらに対する一連の政府「の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたは し強制送還としたことは極め て遺憾である。 国対し対で

の欠如、 まった。現政権の外交施策は国益を損ない続けている。今回の事案も、民主党政権の国家観名目で船長を釈放してしまい、わが国の外交及び危機管理において歴史上の汚点を残してし 竹島不法上陸が相次いで行われ民主党政権となって以降、メ 、国会及び政府におかれては、日本の国家主権を断固として守外交の基本姿勢の欠如が招いたものであると言わざるを得ない で行われ、 F 一昨年の中国漁船衝突事件では、「那覇地検の判断」ヴェージェフ大統領の北方領土不法上陸、李明博大統 と領のの

よって、 本の国家主権を断固として守るために、 次 \mathcal{O}

- なく厳正に刑事手続きを進めること。また、一 今後、同様の事案があった場合、出入国管を実行するよう強く求める。 発防止を強く求めること。 ・手続きを進めること。また、中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再事案があった場合、出入国管理及び難民認定法第六十五条を適用すること
- ために必要な法制度の整備、 尖閣諸島及びその海域の警備態勢 南西諸島 防衛を強化する施策を実行 関係機関との連携、装備 • 方針を抜本的に見直すとともに、 すること。 ・人員の手当等の 拡充を急ぐこと。 領土 領海を守る
- 4、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。 2ないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在 3の安定的な維持管理を強化するために尖閣諸島の国有化の手続きを早急に進めること。 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。また、島及び海 そもそも領土問題は存在 島及び海

平成二十四年九月二十

大分県議会議長 村

防国財外法内参衆 滝野平横 田田 佳 健 孝

土 衛 務務務 交 大大大 大 臣臣臣臣臣臣長長 森羽安 玄 本田住葉 光一 雄 郎淳郎実彦 殿殿殿殿殿殿